

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町の地域に係る防災に関し総合化と計画化を図るため、次の事項を定め、その万全を期することを目的とする。

- 1 町の区域に係る防災に関し、町及び町の区域を所轄する指定地方行政機関、府、指定公共機関、その他防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び町の概況と災害の記録
- 2 気象等の予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに防災知識の普及、訓練、調査その他災害予防計画
- 3 災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画
- 4 被災住民の生活確保対策、公共土木施設、農林水産施設及び住宅、中小企業等の災害復旧計画
- 5 その他必要な事項

第2節 計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次の理念のもとに推進する。

- 1 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害による人的被害、経済的被害を軽減するための備えをより一層充実して、その実践を促進する町民運動を展開して、災害に強い町・地域づくりに努める。また、業務継続計画を策定し、早期の復旧・復興に努める。
- 2 災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・啓発・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、様々な対策を組合せ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう努める。
- 3 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る

とともに、住民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。

- 4 防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- 5 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、町民自身及び自主防災組織等、町民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。
- 6 平成23年に発生した東日本大震災や、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震による被害想定等を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。
- 7 町、府だけでは対応することが困難な災害については、府を通じて、関西広域連合関西防災・減災プランに基づき対応する。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって、各機関は、毎年関係のある事項について、町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

第4節 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 府 | 京都府 |
| 4 町 | 京丹波町 |
| 5 府防災計画 | 京都府地域防災計画 |
| 6 町防災計画 | 京丹波町地域防災計画 |
| 7 災害対策本部 | 京丹波町災害対策本部 |
| 8 支部 | 京丹波町災害対策本部の支部 |
| 9 府園部副支部 | 京都府南丹広域災害対策支部園部副支部 |

第5節 計画の周知徹底

この計画は、京丹波町防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において日頃から研究訓練、その他方法によって習熟に努めるとともに、その機関に係る計画は必要に応じ職員又は地域住民に周知徹底を図るものとする。

第6節 計画の運用

この計画に掲げた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第7節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関は、概ね次の当該機関ごとに定める事務又は業務を処理するものとする。

第1 京丹波町

- (1) 町防災会議及び災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害に関する予警報の連絡
- (4) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- (5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (6) 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備、その他住民の自発的な防災活動の促進
- (7) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定
- (8) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令・伝達
- (9) 災害の防除と拡大の防止
- (10) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
- (11) 避難所における良好な生活環境の確保
- (12) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (13) 被災企業等に対する融資等の対策
- (14) 被災した町施設の応急対策
- (15) 食料品、飲料水、医薬品、衛生用品等の生活必需品の確保
- (16) 災害時における文教対策
- (17) 災害対策要員等の動員
- (18) 災害時における交通、輸送の確保

- (19) 被災施設の復旧
- (20) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (21) 被災者の援護を図るための措置
- (22) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第2 京都府

- (1) 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項
- (2) 防災に関する施設、組織の整備
- (3) 災害に関する予警報の連絡
- (4) 災害による被害の調査報告とその他情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供
- (5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (6) 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備、その他府民の自発的な防災活動の促進
- (7) 避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言
- (8) 災害の防除と拡大の防止
- (9) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
- (10) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (11) 被災企業等に対する融資等の対策
- (12) 被災府営施設の応急対策
- (13) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (14) 災害時における文教対策
- (15) 災害時における公安の維持
- (16) 災害対策要員の動員
- (17) 災害時における交通、輸送の確保
- (18) 被災施設の復旧
- (19) 市町村、その他防災機関等の連絡調整、指示、あつ旋等
- (20) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第3 指定地方行政機関

1 近畿管区警察局

- (1) 管区内警察の指導調整に関すること
- (2) 他管区警察局との連携に関すること
- (3) 関係機関との協力に関すること

(4) 情報の収集及び連絡に関すること

(5) 警察通信の運用に関すること

2 近畿財務局

(1) 公共土木等被災施設の査定 の立会

(2) 地方公共団体に対する災害融資

(3) 国有財産の無償貸付等

(4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示

3 近畿厚生局

(1) 救護等に係る情報の収集及び提供

4 近畿農政局

(1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成

(2) 農業関係被害状況の収集報告

(3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導

(4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっ旋指導

(5) 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧

(6) 土地改良機械の緊急貸付け

(7) 食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策

(8) 災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整

5 近畿中国森林管理局

(1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備

(2) 国有林における予防治山施設による災害予防

(3) 国有林における荒廃地の復旧

(4) 災害対策用資材の供給

6 近畿経済産業局

(1) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達

(2) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援

(3) 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援

(4) 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達

7 中部近畿産業保安監督部（近畿支部）

(1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保

(2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保

8 近畿運輸局

(1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導

(2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達

- (3) 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
- (4) 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者及び倉庫事業者に対する協力要請
- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

9 近畿地方整備局

- (1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- (3) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- (4) 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- (6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- (7) 直轄公共土木施設の復旧に関すること
- (8) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

10 大阪航空局大阪空港事務所

- (1) 空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助

11 国土地理院近畿地方測量部

- (1) 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供に関する
こと
- (2) 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること

12 大阪管区气象台（京都地方气象台）

- (1) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
- (2) 気象、地象及び水象の予報（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）並び
に警報の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

13 近畿総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理
- (2) 非常時における重要通信の確保
- (3) 非常通信協議会の育成指導
- (4) 非常通信訓練の計画及びその実施指導
- (5) 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導
- (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出し
- (7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進

14 京都労働局

- (1) 産業災害予防対策
- (2) 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施
- (3) 災害応急対策に必要な労働力の確保

15 近畿地方環境事務所

- (1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定に関すること
- (2) 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整

16 近畿中部防衛局

- (1) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること
- (2) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する京都府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること

第4 自衛隊（陸上自衛隊第7普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部）

- (1) 災害の予防及び災害応急対策の支援

第5 指定公共機関

1 西日本電信電話株式会社（京都支店）

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

2 KDD I 株式会社（関西総支社）

- (1) ～ (5) (同上)

3 株式会社NTTドコモ関西支社

- (1) ～ (5) (同上)

4 ソフトバンク株式会社

- (1) ～ (5) (同上)

5 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (1) ～ (5) (同上)

6 楽天モバイル株式会社

- (1) ～ (5) (同上)

7 株式会社ZTV

- (1)～(5) (同上)

8 日本赤十字社(京都府支部)

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
(2) 災害時における被災者の救護保護
(3) 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整
(4) 義援金の募集及び義援品の募集・配分

9 西日本旅客鉄道株式会社(京都支社、福知山支社)

- (1) 鉄道施設等の保全
(2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
(3) JR通信施設の確保と通信連絡の協力

10 日本放送協会(京都放送局)

- (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
(2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
(3) 社会事業団等による義援金品の募集配分

11 関西電力株式会社(京都支社)

- (1) ダム施設等の整備と防災管理
(2) 災害時における電力供給
(3) 被災施設の応急対策及び復旧

12 関西電力送配電株式会社

- (1) 電力供給施設等の整備と防災管理
(2) 災害時における電力供給
(3) 被災施設の応急対策及び復旧

13 日本銀行(京都支店)

- (1) 通貨の円滑な供給の確保
(2) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

14 西日本高速道路株式会社

- (1) 高速道路の保全
(2) 高速道路の応急対策及び災害復旧

15 日本通運株式会社(京都支店)

- (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送

16 福山通運株式会社

- (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送

- 17 佐川急便株式会社
 - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送
- 18 ヤマト運輸株式会社
 - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送
- 19 西濃運輸株式会社
 - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送
- 20 日本郵便株式会社
 - (1) 災害時における郵便物の送達の確保
 - (2) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (5) 郵便局の窓口業務の維持
- 21 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社
 - (1) 災害時における被災地域のオートガススタンドや充填所等へのLPガスの緊急搬送
- 22 出光興産株式会社、太陽石油株式会社、コスモ石油株式会社、JXTG エネルギー株式会社
 - (1) 石油製品の被災地域への緊急輸送
- 23 イオン株式会社、ユニー株式会社
 - (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等
- 24 株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート
 - (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等
 - (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供
- 25 一般社団法人全国建設業協会
 - (1) 応急復旧活動等に必要となる人員及び資機材等の状況についての情報提供
- 26 一般社団法人日本建設業連合会
 - (1) 公共建築物への応急危険度判定士の派遣
 - (2) 応急復旧工事の実施
 - (3) 資機材等の調達・運搬
 - (4) その他役務・情報提供
- 27 一般社団法人全国中小建設業協会
 - (1) 応急復旧活動等に必要となる人員及び資機材等の状況についての情報提供

第6 京都府警察（南丹警察署）

- (1) 災害情報の収集及び被害実態の把握
- (2) 被害者の救出救助及び避難誘導
- (3) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (4) 遺体の検視、見分及びその身元の確認
- (5) 行方不明者の捜査
- (6) 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙
- (7) 災害に関する広報活動
- (8) 関係機関の活動に対する支援
- (9) その他災害警備に必要な警察活動

第7 京都中部広域消防組合

- (1) 災害による被害報告と情報の収集及び広報
- (2) 災害の防除と拡大の防止
- (3) 救助、被災者救助保護
- (4) 火災発生時における消火活動
- (5) 管内関係団体が実施する防災訓練等の指導
- (6) 傷病者の救護、搬送

第8 指定地方公共機関

1 株式会社京都放送

- (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

2 一般社団法人京都府医師会

- (1) 災害時における医療救護の実施

3 株式会社エフエム京都

- (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

4 一般社団法人京都府バス協会

- (1) 協会所属各社との連絡調整

5 一般社団法人京都府トラック協会

- (1) 協会所属各社との連絡調整

- 6 一般社団法人京都府LPガス協会
 - (1) 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保
 - (2) 災害時における液化石油ガスの供給確保
 - (3) 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整
- 7 公益社団法人京都府看護協会
 - (1) 災害時における医療救護の実施
 - (2) 避難所における避難者の健康対策
- 8 一般社団法人京都府薬剤師会
 - (1) 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供
 - (2) 調剤業務及び医薬品の管理
- 9 一般社団法人京都府歯科医師会
 - (1) 避難所における避難者の健康対策
 - (2) 遺体の検視、死体調査、身元確認及び処理に関する協力

第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- 1 土地改良区
 - (1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理
 - (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧
 - (3) 湛水の防排除施設の整備と運用
- 2 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合
 - (1) 共同利用施設等の災害応急対策及び復旧
 - (2) 被災組合員に対する融資又はあつ旋
 - (3) 生産資材等の確保又はあつ旋
- 3 商工会
 - (1) 被災者に対する融資又はそのあつ旋
 - (2) 副食物販売業者、生活必需品販売業者等の調査名簿作成及び物資調達協力
 - (3) 副食物、生活必需品の購入に対する協力
- 4 区（自治会）
 - (1) 区内の住民に対する各種情報の伝達と災害情報等の通報
 - (2) 区内に発生した事項についての応急措置
 - (3) 各種機関に対する協力
- 5 建設業協会
 - (1) 被災施設等の応急復旧

6 報道機関

- (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

7 病院等経営者

- (1) 避難施設の整備と避難の訓練
- (2) 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護

8 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他緊急措置

9 液化石油ガス等取扱機関

- (1) 液化石油ガス等の防災管理
- (2) 災害時における液化石油ガス等の供給

10 学校法人

- (1) 避難施設の整備と避難の訓練
- (2) 災害時における応急教育対策
- (3) 被災施設の復旧

11 自動車運送機関

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力

12 京都府石油商業組合組合員給油所

- (1) 緊急輸送車両等への優先的な給油（府民生活部）
- (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

第8節 京丹波町の概況と災害の記録

第1 自然的条件

1 位置

本町は、府のほぼ中心部、丹波高原の由良川水系上流部、京都市の西北約50kmに位置し、経度及び緯度は次のとおりである。

東 経	135 度 26 分 31 秒
北 緯	35 度 9 分 42 秒

2 地 勢

町の東部は南丹市、西部は福知山市、北部は綾部市、南部は南丹市と兵庫県丹波篠山市にそれぞれ接しており、総面積は303.09km²である。

山地は、丹波高原に含まれ、長老ヶ岳(917m)のほか、標高300~600mの山々により構成され、東側及び南側の山地は中央分水界の一部を成しており、森林面積は町の総面積の82.4%を占めている。

平地は、山々の間を縫って耕地が広がり、その中に集落が点在し、12,907人、(令和2年国勢調査)が暮らしている。

河川は、分水界に位置していることから全て由良川水系に属しており、高屋川、須知川、上和知川、土師川、井尻川、猪鼻川、質美川などが由良川に合流し、日本海へと流れている。

地目別面積 (単位：k m²)

総 数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
139,539	14,714	2,702	4,048	32	52,446	3,516	5,218	56,863

*:地目別面積は、令和5年1月1日現在の課税対象の土地面積。その他は、非課税対象面積

3 気 候

本町の気候は、内陸性気候と日本海式気候の特徴を持ち合わせている。

夏は、京都市などの盆地に比べ比較的涼しい高原の気象を現し、昼夜の寒暖の差が大きい。冬は、冷え込みが厳しいという内陸性気候を示す反面、日本海式気候の影響を受け、季節風が吹き、しぐれやすく、降雪や積雪をもたらすこともある。また、南側の平野部では、秋から冬にかけて霧が発生しやすい。降水量は、年間を通じて比較的少ない。近年は、最低気温が高くなってきており、温暖化の傾向にある。

気 温 (単位：℃)

月	最高気温	最低気温	平均	月	最高気温	最低気温	平均
1	13.6	-1.0	4.2	7	38.6	21.3	28.1
2	15.2	-1.8	4.5	8	37.7	20.0	29.0
3	22.4	0.1	10.5	9	35.0	16.7	25.9
4	28.9	2.8	16.5	10	31.2	8.9	18.1
5	33.5	7.7	19.7	11	24.0	6.7	14.1
6	37.2	13.9	24.4	12	16.1	-1.6	6.4
				年平均	27.8	7.8	16.8

*:令和4年、京都地方気象台

降水量（単位：mm）

	降水量		降水量
1月	105.0	7月	355.5
2月	51.5	8月	176.5
3月	112.0	9月	151.5
4月	98.5	10月	113.0
5月	68.0	11月	78.0
6月	72.5	12月	59.5
		年間合計	1,441.5

*:令和4年、京都地方気象台本庄観測所

4 地形、地質

本町の地形は、北部が若丹山地、南部が摂丹山地に含まれ、町域の東部及び南部の境界沿いは中央分水界の一部をなしており、長老ヶ岳（標高 917m）、雨石山（630m）、櫃ヶ岳（582m）をはじめ標高 300m～600m前後の山地が連なり、日本海へ注ぐ由良川の流域を構成している。

また、町域の北部から西部にかけても、標高 300m～600m前後の和知山地、三峠山山地、兜山山地が連なり、平野部は由良川及び支流の河川沿いなどの由良川上流河谷や須知盆地などに限定され、山地が卓越し、平野部の非常に少ない地形である。

平野部の傾斜は、由良川及び土師川沿いは全体として東から西に、由良川より北部の上和知川流域は北から南、由良川より南部の高屋川流域は南から北に向かって、順次高度が低下する構成となっている。

京丹波町の地形状況

	山地			丘陵地	台地	低地	合計
	大起伏	中起伏	小起伏	小起伏	砂礫(下位)	扇状地性	
京丹波町	6km ²	47km ²	177km ²	19km ²	27km ²	28km ²	304km ²

(出典：土地分類図付属資料 京都府 昭和51年 財団法人日本地図センター発行)

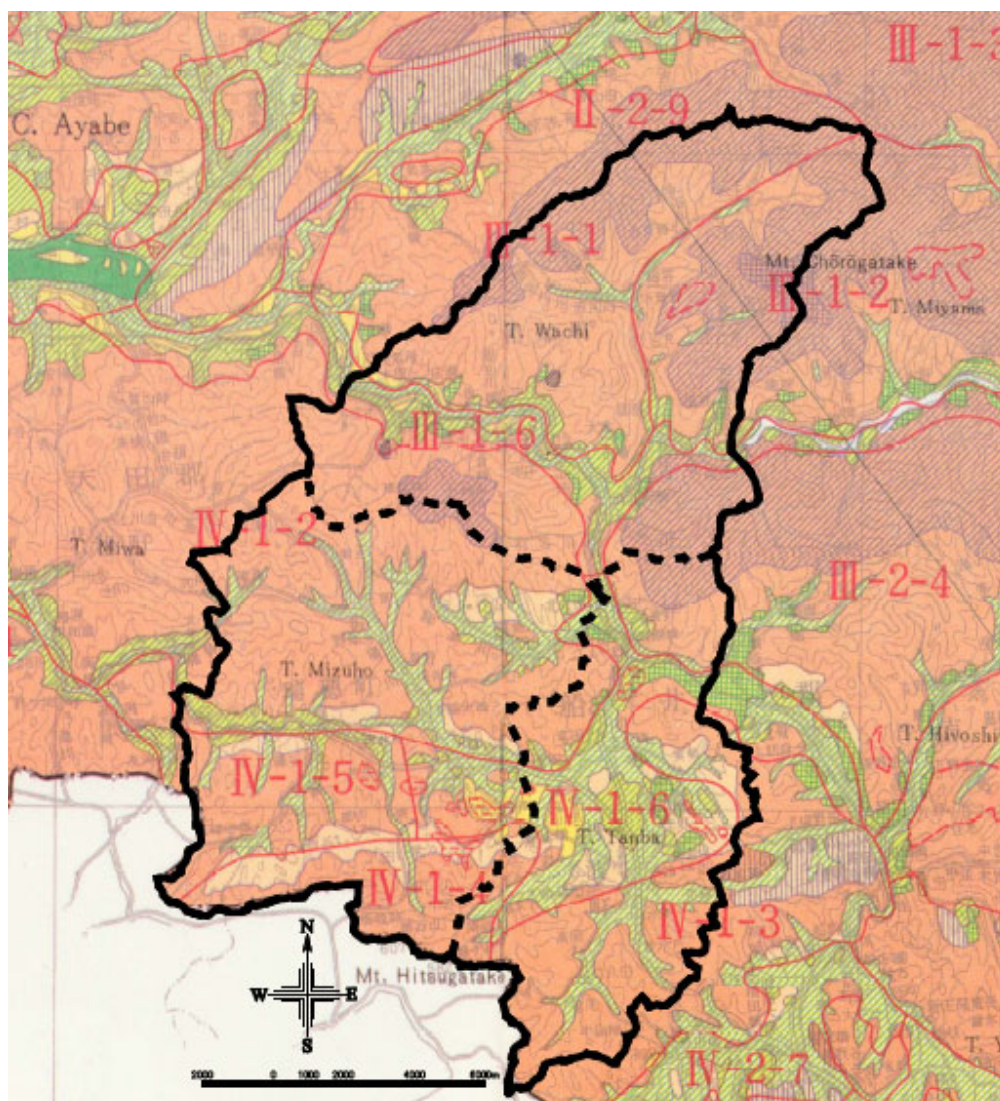
本町の地質は、丹波地帯の古生層が広く分布しており、泥質岩・砂岩・チャート互層を主体として、チャート、輝緑凝灰岩が東西方向の帯状に分布している。また、由良川や高尾川、上和知川沿いは、礫・砂・泥による堆積物により構成されている。

本町に分布する地層は、東西方向に軸を持つ褶曲構造を基本としており、東西方向の切り土斜面や自然斜面などは受け盤となったり、流れ盤となったりして、斜面崩壊につながることもありとされている。

京丹波町の表層地質分布状況

	未固結堆積物		固結堆積物				合計
	礫・砂	礫・砂・泥	砂岩	チャート	互層	輝緑凝灰岩	
京丹波町	6km ²	34km ²	4km ²	27km ²	221km ²	12km ²	304km ²

(出典：土地分類図付属資料 京都府 昭和51年 財団法人日本地図センター発行)



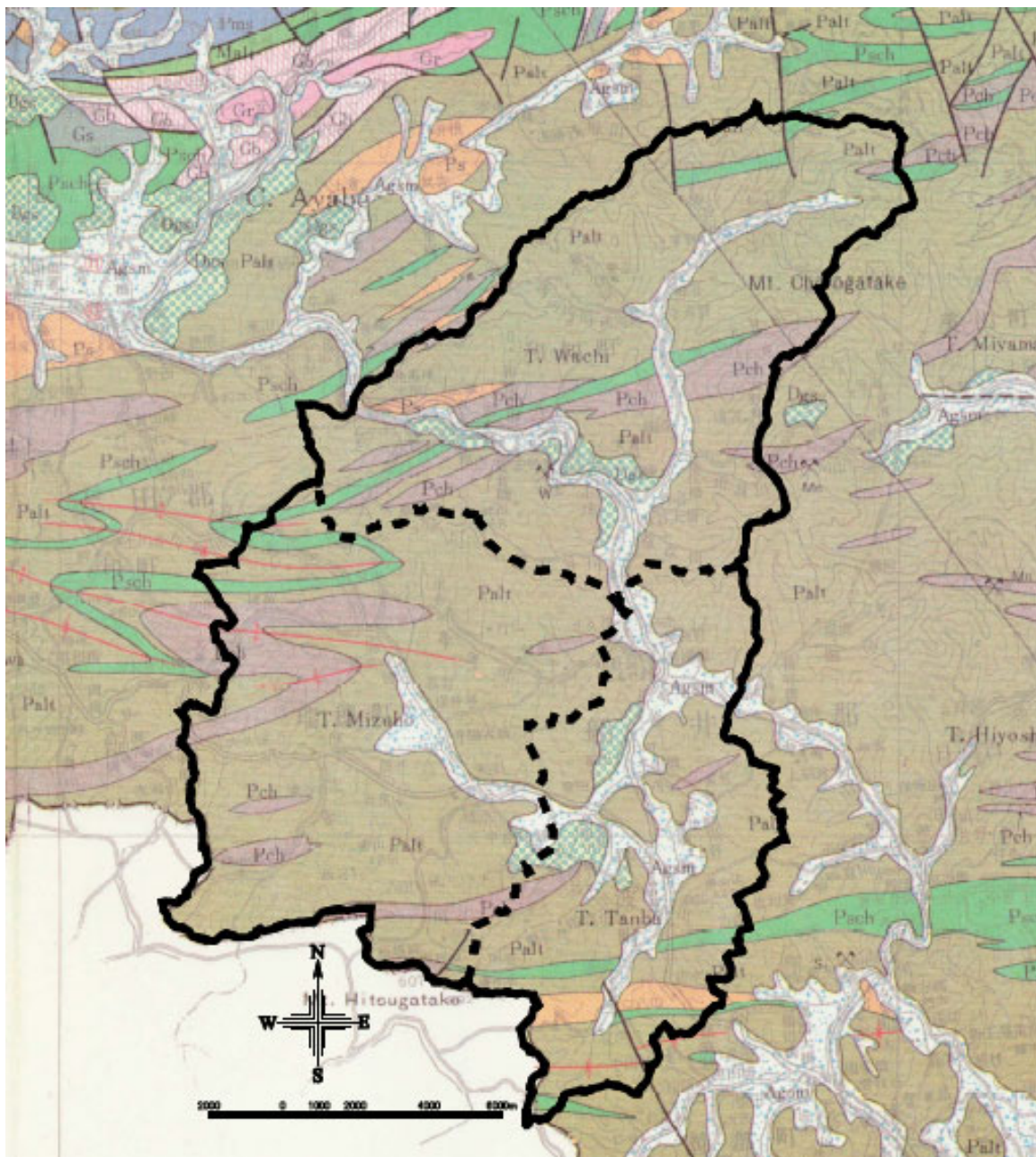
凡	山地	丘陵地	台地	低地
例	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="display: flex; align-items: center;">大起伏山地</div> <div style="display: flex; align-items: center;">中起伏山地</div> <div style="display: flex; align-items: center;">小起伏山地</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;">小起伏丘陵地</div>	<div style="display: flex; align-items: center;">砂礫台地・段丘(下位)</div>	<div style="display: flex; align-items: center;">扇状地性低地</div>

京丹波町周辺の地形分類図

(出典：土地分類図(京都府)昭和51年 国土交通省)

京丹波町周辺の地形地域区分

若丹山地	由良川上流北岸山地	Ⅲ-1-1 和知山地 Ⅲ-1-2 長老ヶ岳山地	Ⅲ-1-6 由良川上流河谷
	大堰川上流北岸山地	Ⅲ-2-4 海老坂山地	
撰丹山地	土師川流域周縁山地	Ⅳ-1-2 三峠山山地	Ⅳ-1-6 須知盆地
		Ⅳ-1-3 観音峠山地	
		Ⅳ-1-4 櫃ヶ岳山地	
		Ⅳ-1-5 兜山山地	



凡	未固結堆積物		固結堆積物	
例	 Agsm 礫・砂・泥	 Ps 砂岩	 Palt 泥質岩・砂岩・チャート互層	
	 Ags 礫・砂	 Pch チャート	 Psch 輝緑凝灰岩	

京丹波町周辺の表層地質図

(出典：土地分類図(京都府)昭和51年 国土交通省)

第2 社会的条件

1 人口

本町の人口は、令和2年国勢調査で12,907人であり、減少傾向を示している（過去20年間で約3割減少）。年齢階層別では、高齢者の比率が高く（高齢化率44.5%）、若年者の比率は低い傾向にある。

世帯数は、核家族化や世帯分離が進み、高齢者世帯の増加など家族構成が変化してきている。令和2年の1世帯あたりの人口は、2.5人である。

人口・世帯数の推移

年次	人口 (人)	65才以上 (人)	高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)	1世帯あたり人口 (人/世帯)	人口密度 (人/km ²)
昭和55年	19,677	3,374	17.1	5,270	3.7	64.9
60年	19,087	3,599	18.9	5,236	3.6	63.0
平成2年	18,696	4,078	21.8	5,351	3.5	61.7
7年	18,785	4,789	25.5	5,715	3.3	62.0
12年	17,929	5,232	29.2	5,737	3.1	59.2
17年	16,893	5,367	31.8	5,724	3.0	55.7
22年	15,732	5,481	34.8	5,660	2.8	51.9
27年	14,453	5,769	39.9	5,448	2.7	47.7
令和2年	12,907	5,705	44.5	5,217	2.5	42.6

(出典：国勢調査)

2 産業

(1) 農業

農業は、この地域の主産業として発展してきた。

近年は、農家数・就業人口ともに減少しており、多くは兼業農家で主たる農業従事者の高齢化が進行している。そのため山間農地の荒廃や遊休化が進みつつある。

農家数は減少しているが、意欲と技術のある認定農業者へ農地の集積を進めており、生産量・出荷量は今後伸びる可能性がある。また、地域で営農組織を法人化し、経営改善を図る動きもあり、小規模でも質・量ともに安定した産地を目指した取組みを進めている。

生産作物の中心は米であり、さらに生産調整作物として重点的に生産を奨励してきた黒大豆や小豆が特産物として定着している。また、府内有数の酪農団地もあり、乳用牛・肉用牛や養鶏、養豚といった畜産業が盛んである。

耕地面積及び農家戸数の推移

年次	耕地面積			計	農家戸数
	田	畑	樹園地		
平成2年	1,330 ha	134 ha	86 ha	1,550 ha	2,728 戸
7年	1,308	129	75	1,512	2,469
12年	1,215	115	71	1,401	2,317
17年	1,015	66	39	1,120	2,150
22年	981	98	54	1,133	1,970
27年	913	80	30	1,023	1,708
令和2年	889	90	21	1,000	1,000

(出典：農林業センサス)

(2) 林業

本町は、古くから木材生産のほか、栗をはじめ、マツタケなどのキノコ類など丹波ブランドを持つ特用林産物生産が盛んな地域である。

しかし、木材価格の低迷などにより林業経営は極めて厳しい状況にある。

そのため、本町の森林は、育林のための定期的な手入れや次世代の森林を育てる作業が十分に進まない、地域産材の利用が少ないために伐った木を使い切れないなどの状況から、結果として山に人が入らず、森林の荒廃が進むという状況になりつつある。

また、近年では山地災害の防止や水源の涵養、地球温暖化防止など、森林が持つ多面的機能の向上が求められる一方、再生可能エネルギーなど森林資源の有効利用に対する期待が高まっている。

所有形態別森林面積

	森林面積総数	国有林	公有林	私有林	森林面積割合
京丹波町	24,966.07ha	207.89ha	2,157.13ha	22,600.95ha	82.4%

(出典：京都府林業統計令和4年版)

林種別森林面積

	森林計画面積	人工林		天然林		その他	
			構成比		構成比		構成比
京丹波町	24,758.08ha	9,966.75ha	40.3%	14,295.10ha	57.7%	496.23ha	2.0%

(出典：京都府林業統計令和4年版)

(3) 水産業

本町には、和知川漁業協同組合、由良川漁業協同組合があり、アユ、アマゴの内水面漁業が営まれているが、従業者は少ない。

令和4年度 河川種苗放流事業	アユ	由良川、高屋川、 上和知川、土師川	76.5 千尾
	アマゴ	上和知川	17.5 千尾
	フナ	土師川	1.0 千尾
	ウナギ	和知川、上和知川、 高屋川、土師川	1.5 千尾

(4) 工業

工業は、事業所数、従業者数は、減少傾向又は横ばい状況にあるが、製造品出荷額等は近年増加に転じている。

幹線道路周辺の工業適地においては、企業誘致を重点施策として強力に推進し、雇用の創出・拡大に努めている。

工業の状況（従業者4人以上）

	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
平成12年	137	1,726	3,768,043
16年	65	1,484	3,438,358
22年	48	1,470	2,473,163
24年	44	1,214	2,353,846
25年	43	1,340	2,702,095
27年	38	1,096	2,743,984
令和2年	36	1,269	5,103,440

(出典：工業統計調査)

(5) 商業

商業は、近年の車社会の発達による日常生活圏の広がり、消費者ニーズの多様化・高度化による近隣の郊外型大規模店やスーパーマーケットへの流出などの影響を受け、低迷が続いている。最近はその傾向がさらに強く現れ、商店、従業者はいずれも減少している。町商工会では、商店の活性化対策としてプレミアム商品券を発行し消費の喚起を図っている。

また、本町の交通結節点としての立地が商業の活性化を促進してきたが、山陰近畿自動車道の全線開通（平成27年7月18日）にあわせて、京丹波PAと一体的な道の駅「京丹波味夢の里」を整備し、ここを本町の新たな玄関口として、地域情報の発信、交流による活性化、さらには施設利用をきっかけとした地域への誘導等を図り、地域経済の活性化を目指している。

商業の状況

	事業所数、商店数	従業者数(人)	年間販売額等(百万円)
卸売業	16	61	2,143
小売業	119	628	9,004

(出典：令和3年京都府統計書)

3 道路

(1) 道路

本町には、町域を東西に貫通する国道9号（町内一部4車線）、南北に貫通する国道173号、本町で国道9号より分岐して南北方向を連絡する国道27号が幹線道路の骨格となっている。また、京都縦貫自動車道に連絡する山陰近畿自動車道の開通により、京都府南北間の移動が大幅に短縮された。

府道は、主要地方道5路線、一般府道11路線で、国道と合わせてこの地域の幹線道路として重要な役割を果たしている。

町道は、700路線（総延長約392km）があり、国道又は府道、各集落を結ぶ生活道路となっている。

区分	路線番号	路線名	備考
高規格幹線道路	478	京都縦貫自動車道	宮津市－大山崎町
一般国道	9	国道9号	京都市－山口県下関市
	27	国道27号	京丹波町－福井県敦賀市
	173	国道173号	大阪府池田市－綾部市
主要地方道（府道）	12	綾部宮島線	綾部市－（京丹波町）－南丹市
	26	京丹波三和線	京丹波町下山－福知山市
	51	舞鶴和知線	京丹波町篠原－舞鶴市
	59	市島和知線	京丹波町大倉－兵庫県丹波市
	80	日吉京丹波線	京丹波町下山－南丹市
一般府道	444	桧山須知線	京丹波町須知－京丹波町和田
	445	富田胡麻停車場線	京丹波町富田－南丹市
	446	豊田富田線	京丹波町豊田－京丹波町富田
	447	上野水原線	京丹波町質美上野－京丹波町水原
	448	和知停車場線	京丹波町本庄地内
	450	広野綾部線	京丹波町広野－綾部市
	453	大河内口八田線	京丹波町口八田－南丹市
	481	上杉和知線	京丹波町下栗野－綾部市
	521	上川合猪鼻線	京丹波町猪鼻－福知山市
	702	篠山京丹波線	京丹波町水戸－丹波篠山市
	711	遠方瑞穂線	京丹波町水原－丹波篠山市

(2) 鉄道

鉄道は、JR山陰本線が町北部を横断して布設され、町内に4駅（下山、和知、安栖里、立木）がある。園部以北の電化は平成8年3月に完成し京都－園部間は、平成22年3月に複線化が完成した。

第3 京丹波町における過去の災害状況

町における過去の災害状況を総括的にみると、台風や集中豪雨による増水と河川の曲折、さらに山林の乱伐などの悪条件が重なり小河川の氾濫、冬期の降雪による雪害、冬～春季に発生しやすい火災、さらに地震被害のおそれがある。また、昭和42年の和知ダム決壊事故も、被害は甚大ではなかったが、住民に不安を与えた災害である。

さらに、本町には、山地災害危険地、急傾斜地、砂防指定地が多数存在しており、土砂災害への対策も必要である。

京丹波町における風水害・火災被害等の状況

発生日	発生日	災害の種類	災害の程度
明治元.	5. 24	水害	・梅雨降り続き、府下の各地に水害
2.	7. 12	風水害	・近畿地方に暴風雨
3.	7. 19	〃	・近畿大風雨洪水
3.	9. 2	風害	・府下各地に台風被害
3.	10. 1	〃	・近畿各地に台風被害
4.	5. 17	風水害	・近畿大風雨洪水
6.	8. 10	火災	・和知地区の瑞祥寺（中）焼失
8.	6. 7	干ばつ	・近畿大干ばつ
10.	7. 10	水害	・京都大雨洪水
13.	10. 3	風水害	・近畿、東海、関東大風雨
14.	9. 13	風水害	・近畿、暴風雨洪水
15.	8. 5	風水害	・近畿、暴風雨
16.	夏	干ばつ	・京都大干ばつ
16.	9. 10	風水害	・近畿大風雨
17.	8. 24	〃	・近畿暴風雨
	～26		
17.	9. 15	〃	・京都府全域に風水害
	～18		
18.	2. 28	火災	・和知地区の長泉寺（長瀬）焼失。21. 12 再度焼失
18.	7. 1	〃	・大風水害。3日間豪雨が続き由良川が氾濫。90年ぶりの大洪水と言われた。
19.	夏	干ばつ	・京都府干ばつ
19.	11. 18	風水害	・風水害。淀川、由良川流域に被害
20.	7. 10	水害	・近畿に大雨。雨量は、京都で188mm
21.	夏～秋	干ばつ	・京都府干ばつ
22.	7. 22	水害	・豪雨により加茂川、桂川流域に被害
22.	8. 19	〃	・丹波地方に水害。大堰川、園部川、和知川、その他河川出水
22.	9. 11	風水害	・風雨により丹波地方被害。園部川、殿田川、由良川等出水
23.	5. 3	水害	・丹波地方に大雨被害。雨量は、京都で201.7mm。被害甚大
	～5		
23.	9. 12	〃	・丹波地方に水害
24.	8. 16	〃	・丹波地方水害。雨量は、亀岡で109mm
25.	5. 23	〃	・丹波地方水害
26.	夏	干ばつ	・京都府干ばつ
26.	10. 16	水害	・丹波地方に水害。雨量は、京都で132mm
27.	夏	干ばつ	・京都府大干ばつ。院内では収穫なし
28.	6. 27	風水害	・丹波地方に風水害、突発的暴風雨。雨量は、京都で203.1mm

発生年月日	災害の種類	災害の程度
明治29. 8. 30 ～9. 7	風水害	・暴雨風雨により府下全域に大被害。府下の死者は341人、家屋全壊4,518戸。近来希有の惨状を呈す。和知地区では、東部小が倒壊、榊谷橋流失
30. 12. 20	火災	・和知地区の上乙見20戸が焼失
32. 9. 7	水害	・丹波地方に水害。雨量は、園部で255mm
34. 7. 1	〃	・長雨による大洪水。下山黒瀬、赤瀬では家屋田畑浸水
37. 7. 10	風水害	・府下全域に風水害。農作物の被害大
37. 9. 16	〃	・丹波地方に大雨風水害
40. 8. 23 ～26	水害	・府下全域が台風による大雨大洪水で、由良川流域の堤防が決壊。富田では流失家屋あり、浸水田畑35ha。雨量は、綾部で536mm。塩田谷千峰寺全壊山崩れ
41. 8. 7	水害	・丹波地方に水害。笹尾で山崩れ、田畑への土砂流入が多く、河川の決壊甚し。雨量は、本梅で202.6mm
43. 9. 6	〃	・丹波地方に水害。被害顕著。雨量は、本梅で209.1mm
大正元. 9. 23	水害	・府下全域に風水害。由良川ほか諸川が出水。雨量は、195mm
2. 夏	干ばつ	
6. 9. 29 ～10. 1	風水害	・府下全域に台風被害。木津川筋の被害が特に甚大
6. 10. 11	〃	・京都に風水害
7. 8. 20	水害	・丹波地方に水害。被害顕著。雨量は、綾部で231.5mm
10. 9. 29 ～10. 1	風害	・府下全域に台風による大被害
10. 7. 4	水害	・府下全域に大雨。伏見157.7mm、宮島231.6mm
13. 夏	干ばつ	・丹波西部が大干ばつ。植え付け不能の田畑、収穫皆無の所が多く、被害は甚大
14. 8. 13	風水害	・府下全域に風水害。雨量は、亀岡で213.8mm
昭和2. 7. 31	雷雨	・府下全域に雷雨
3. 7. 18	水害	・丹波地方に水害。雨量は、桧山で189.5mm
5. 4. 20	降雹	・丹波地方に降雹。子どもの拳大の降雹で、桑畑に多大な被害あり。
5. 7. 31	水害	・丹波地方に水害。雨量は、園部で284.8mm。高原村で河川氾濫し、被害甚大
7. 7. 2	〃	・豪雨大洪水。雨量は、高原村で137.8mm
7. 7. 31 ～8. 1	〃	・丹波地方に水害。雨量は、園部で234.8mm
8. 夏	干ばつ	・大干ばつ
9. 9. 21	風害	・室戸台風。府下全域に被害甚大。瞬間風速42.1m、死者200名、負傷者1,200名、全壊2,000戸、大木倒伏す、特に小学校の被害が甚大
11. 9. 1	落雷	・丹波南部に大雷雨。落雷10箇所。人畜死傷
11. 9. 11	風害	・丹波地方に風害。雨量は、京都で108.8mm
13. 7. 3 ～6	水害	・丹波南西部に大水害。雨量は、京都で240.1mm
14. 夏	干ばつ	・大干ばつ
16. 5. 2	火災	・和知地区の下和知で山林火災。200ha焼失
18. 9. 15	〃	・和知地区の下和知小畑で火災。17戸焼失
20. 6. 12	水害	・丹波地方に水害。雨量は、峰山で112.7mm
22. 7. 9	〃	・丹波地方に集中豪雨。雨量は、下和知で197mm

発生年月日		災害の種類	災害の程度
昭和24.	6. 19	風水害	・デラ台風。府下全域に風水害。桂川、保津川、氾濫。雨量は、亀岡で244.4mm
24.	7. 2 ～30	〃	・ヘスター台風。桂川、由良川上流大洪水。雨量は、京都で173.1mm
25.	9. 3		・ジェーン台風。府下全域に被害
26.	7. 11	水害	・梅雨前線による風水害。亀岡平和池の決壊。死者、行方不明者114人
27.	2. 25 ～26	〃	・大低気圧
27.	6. 23	風水害	・ダイナ台風。府下全域に被害。雨量は、亀岡で104mm
27.	7. 10 ～11	水害	・大雨前線により丹波地方に被害。雨量は、京都で182mm
28.	6. 7	風水害	・台風2号により丹波地方に被害。国道9号が不通
28.	7. 18 ～19	〃	・梅雨前線により丹波地方に風水害
28.	9. 1	〃	・梅雨前線により丹波地方に風水害
28.	9. 25	〃	・台風13号。府下全域に風水害。雨量は、園部で312mm。道路・河川の被害が多く笹尾では田畑の決壊77箇所、河川30箇所に及び、収穫皆無。被害甚大。和知地区の被害額は1億4,000万円
29.	4. 1	火災	・和知地区で20戸焼失
29.	6. 6 ～7	水害	・丹波地方に低気圧に伴う大雨
29.	6. 22 ～23	〃	・府下全域に豪雨禍。雨量は、園部で120mm
29.	6. 29 ～30	風水害	・丹波地方に梅雨前線による風水害
29.	7. 4 ～6	風水害	・丹波地方に梅雨前線による風水害
29.	7. 29 ～30	水害	・丹波地方に大低気圧
31.	9. 26 ～27	風水害	・台風15号。丹波地方に風水害
32.	6. 27 ～28	〃	・台風5号。府下全域に風水害。雨量は、瑞穂で129mm
32.	7. 16	水害	・梅雨前線により丹波地方に被害。雨量は、瑞穂で157mm。和知地区では、道路破損10、崖崩れ3、橋流失2、下和知小学校は休校になる
33.	8. 25	〃	・台風17号。丹波地方に被害
34.	8. 13	〃	・台風7号。記録的大雨により京都・丹波・山城の被害総額25億円に上る。雨量は、上六人部で124mm、黒田で316mm。和知地区では、300mmに達し、中、広瀬などで家屋流失し、浸水などの被害が出る。阪鶴道路は通行止め。役場に対策本部を置く
34.	9. 25 ～26	風水害	・伊勢湾台風(15号)府下全域で大被害。被害総額80億円、死者9名。雨量は、宮津で79mm、知井で244mm。和知地区では、被害額5億2,000万円に達する。
36.	9. 15 ～16	〃	・台風18号
36.	10. 27	〃	・丹波地方に低気圧による風水害
37.	6. 10	水害	・大雨による河川の氾濫

発生年月日	災害の種類	災害の程度
昭和38. 1.	雪害	・豪雪により、和知地区ではバスは運休、電話も不通となり、雪害特別委員会を設置する。積雪量は、上栗野で 60 cmを超え、山林の被害は大
38. 6. 3	水害	・梅雨前線により大雨被害。被害額は、船井で1億 84 万円、丹波地区で3,000 万円。雨量は、宮津で 101 mm
39. 5. 16	霜害	・茶園、桑園、たばこ、栗の接ぎ木、新芽が枯死。被害 954 万円
39. 9. 24 ～25	風害	・台風20号。府下全域に被害。丹波モーターの屋根が飛び、電柱がおれて、店が大破。西階の稲荷神社の杉の巨木（高さ30m、直径1.5m）が倒れ、本殿社務所を半壊
40. 9. 10	風水害	・台風 23 号。府下に大被害。被害総額 35 億 5 千万円。和知地区では、被害総額 2 億円
42. 6. 19	干ばつ	・未田植え 638a、うち 200a が亀裂。イチゴ、メロン、南京、たばこ、馬鈴薯などの被害が 1,261 万円に及んだ。
42. 7. 2	水害	・和知ダム決壊。被害額 2,750 万円
45. 9.	火災	・和知駅前で火災。3 戸が焼失
47. 6. 7 ～8	水害	・集中豪雨。下蒲生蒲生野豊田地区の田畑が被害
47. 9. 16	〃	・台風 20 号が近畿地方を襲った。富田地区では実勢川の堤防 20 箇所が決壊し被害甚大。田畑の流失 11ha、田畑の冠水 84ha、田畑の浸水 130ha、道路の破損 24 箇所、流れた橋 12 箇所、河川の決壊 106 箇所、被害総額 2 億 6 千万円。雨量は、実勢で 115 mm。和知地区では、被害総額 3 億円
50. 1.	雪害	・和知地区で、大雪に見舞われ、仏主で 60 cm
50. 10.	水害	・集中豪雨。公共土木災害 8 箇所、農林業の施設 13 件
51. 7.	〃	・台風 9 号の集中豪雨。和知地区では 2 億円の被害を受ける。
51. 9. 13	風水害	・台風 17 号により公共土木、農林業施設被害。和知地区では半時間で 45 mmの集中豪雨となり、13 億円の被害となる。
52. 2. 2 ～3	雪害	・和知地区で、135 cmを超える豪雪に見舞われ、雪害対策本部を設置する。
53. 7.	干ばつ	・農産物、家畜、飲料水に大きな被害を受ける。曾根、幸野、院内、上豊田、森で、応急飲料水を供給
54.	風水害	・台風 16 号による災害
55. 4～8 月	冷夏等	・全国的に異常気象に見舞われ、冷夏と日照不足のため、農作物に大被害を受ける。
55. 7. 14	水害	・集中豪雨
55. 7. 24	〃	・集中豪雨
55. 8. 26	〃	・京都、滋賀に記録的豪雨。丹波地区の新水戸で国道 9 号、観音峠隧道北口で崖崩れ
56. 7. 9	〃	・集中豪雨
56. 8. 23	風水害	・台風 15 号による風水被害
57. 1. 29 ～30	雪害	・和知地区で、60 cmを超える豪雪に見舞われ、有線、材木等に被害を受ける。
57. 2.	〃	・和知地区は、19 年ぶりの豪雪に見舞われ、雪害対策本部を設置する。（仏主 1.2m、上乙見 0.95m、本庄 0.55m）
57. 8. 1 ～2	水害	・台風 10 号による集中豪雨。中村区の国祥寺の裏山が崩れる。亀岡市の保津川が逆流。山陰線の複線電化工事における地蔵トンネルの掘削現場が被害。和知地区では、160 mmとなり、国道を止め、町・消防団で災害対策本部を設置。被害総額 2 億円

発生年月日	災害の種類	災害の程度
昭和 58. 9. 27 ～28	水害	・台風 10 号による集中豪雨。民家への浸水、河川の氾濫、道路・橋の決壊、山崩れ、崖崩れ、田畑への冠水により被害甚大。国道 173 号の曾木トンネル付近の山崩れがひどく、被害は総額 44 億円にのぼる。和知地区では、総雨量 239 mm、時間雨量 47 mm を記録し、災害対策本部を設置して警戒にあたる。大簾集落を中心に、全地区で大被害。和知地区の被害総額 6 億 5,240 万円
59. 2. 6 ～10	雪害	・21 年ぶりの豪雪。降雪日数 48 日間を記録し、積雪量は仏主 1.5 m に達し、道路交通網は完全に麻痺し、雪害対策本部を設置する。被害は重軽傷者 23 人、重軽傷者 47 人、被害総額 1 億 4,967 万円（人身事故分は除く。）
平成 2. 9. 19 ～20	風水害	・台風 19 号
3. 9. 27	〃	・台風 19 号
7. 12. 26	雪害	・大雪
9. 6.	風害	・台風 8 号の猛威により、J R 山陰線の安栖里一立木間で普通電車が脱線転覆事故

(出典：丹波町史（原典は京都府統計史資料集）、和知町史、和知黎明（40 年史）、和知の歩み 50 周年史、和知町地域防災計画）

平成 16 年台風第 23 号の記録

台風 23 号	経路：平成 16 年 10 月 13 日 09 時マリアナ諸島近海で発生→ 19 日には沖縄本島から奄美諸島沿いに進む→ 20 日 13 時頃に高知県土佐清水市付近に上陸→ 15 時過ぎに高知県室戸市付近に再上陸→ 20 日 18 時前に大阪府南部に再上陸→ 19 時頃京都府南部を通過 南丹地域での総雨量：265 mm（日吉町：四ッ谷雨量観測所）		
	被害状況	丹波地区	瑞穂地区
	負傷者（重傷 1 人、軽傷 1 人）、住戸一部損壊 60 棟、住戸床上浸水 35 棟、住戸床下浸水 85 棟、非住宅（その他）17 棟、田流出埋没 5 ha、文教施設 5 箇所、道路冠水 1 箇所、道路崩壊 16 箇所、橋梁 2 箇所、河川 62 箇所、崖崩れ 98 箇所、林地崩壊 15 箇所、水道 770 戸、電気 19,100 戸、農道 3 箇所、農林水産業施設 21 箇所、畦畔崩壊 20 箇所、農作物 43ha、林道 25 箇所、り災世帯（全半壊、床上浸水）35 世帯、り災者数 81 人	負傷者（軽傷 2 人）、住戸床上浸水 5 棟、住戸床下浸水 62 棟、非住宅（その他）2 棟、田冠水 40ha、文教施設 4 箇所、道路冠水 10 箇所、道路崩壊 40 箇所、河川 147 箇所、林地崩壊 2 箇所、電気 3,200 戸、農道 21 箇所、農林水産業施設 133 箇所、畦畔崩壊 263 箇所、農作物 40.9ha、林道 25 箇所、り災世帯（全半壊、床上浸水）5 世帯、り災者数 16 人	住戸一部損壊 24 棟、住戸床上浸水 2 棟、住戸床下浸水 3 棟、非住宅（その他）2 棟、道路崩壊 20 箇所、河川 20 箇所、崖崩れ 1 箇所、林地崩壊 138 箇所、水道 45 戸、電気 50 戸、農道 18 箇所、農林水産業施設 23 箇所、畦畔崩壊 18 箇所、農作物 30.5ha、林道 145 箇所、り災世帯（全半壊、床上浸水）2 世帯、り災者数 3 人

(出典：平成 16 年台風第 23 号災害の記録-平成 17 年 10 月-京都府)

発生年月日	災害の種類	災害の程度
平成 18. 7. 15～24	水害	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 7 月豪雨：被害総額 94, 835 千円 ・大雨：被害総額 25, 526 千円 ・大雨：被害総額 313 千円 ・大雨：被害総額 280 千円 ・台風 18 号：電話 1 回線 ・大雨 ・大雨 ・大雪 ・大雨 ・台風 12 号 ・台風 15 号 ・大雪 ・大雨 ・京都府南部豪雨 ・大雨 ・台風 18 号 （詳細は別表参照） ・台風 25 号 ・台風 11 号 （詳細は別表参照） ・大雨 ・大雨 ・台風 11 号 ・台風 16 号 ・大雨 ・大雪 ・台風 18 号 ・台風 21 号 ・大阪府北部地震 ・平成 30 年 7 月豪雨 （詳細は別表参照） ・台風 21 号 ・台風 10 号 ・台風 19 号 ・令和 2 年 7 月豪雨 ・梅雨前線豪雨 ・台風 14 号 ・秋雨前線豪雨 ・大雪 ・令和 4 年 7 月 3 日大雨 （詳細は別表参照） ・和知地区北部地区における大雪 （詳細は別表参照）
19. 7. 12	水害	
20. 7. 28～30	水害	
21. 8. 1～2	水害	
21. 10. 7～8	水害	
22. 5. 24	水害	
22. 6. 15	水害	
22. 1. 22～29	雪害	
23. 5. 11	水害	
23. 5. 29	水害	
23. 9. 2～4	水害	
23. 9. 20～21	水害	
24. 1 月～3 月	雪害	
24. 7. 15	水害	
24. 8. 13～14	水害	
25. 8. 5	水害	
25. 9. 15	風水害	
25. 10. 25	風水害	
26. 8. 9	風水害	
26. 8. 16	水害	
26. 9. 6	水害	
27. 7. 16	風水害	
28. 9. 18～20	風水害	
28. 9. 28	水害	
29. 1. 14	雪害	
29. 9. 17	風水害	
29. 10. 21	風水害	
30. 6. 18	地震	
30. 7. 5	大雨	
30. 9. 4	風水害	
令和 元. 8. 15	風水害	
元. 10. 12	風水害	
2. 7. 3～	水害	
2. 6. 18～19	水害	
2. 10. 10	風水害	
3. 8. 11～20	水害	
3. 12. 26～	雪害	
4. 7. 3	水害	
5. 1. 28～29	雪害	

(京都府ホームページ「災害の記録」、庁内資料による)

平成 25 年台風第 18 号の記録

警報等発表状況	大雨、雷、強風、洪水注意報	平成 25 年 9 月 15 日 午後 4 時 26 分		
	大雨（土砂災害）警報	平成 25 年 9 月 15 日 午後 9 時 51 分		
	特別警報	平成 25 年 9 月 16 日 午前 5 時 05 分		
	特別警報解除	平成 25 年 9 月 16 日 午前 9 時 58 分		
	大雨（土砂災害）警報解除	平成 25 年 9 月 16 日 午後 1 時 39 分		
		丹波地区	瑞穂地区	和知地区
雨量	降り始めから 降り終わりまで	275mm（須知）	294mm（井脇）	312mm（細谷）
	1時間あたりの最大値 （16日午前0～1時）	32mm	33mm	33mm
住宅被害	床上浸水	6戸	2戸	9戸
	床下浸水	34戸	12戸	4戸
	一部損壊	2戸		
住民避難	避難勧告	下山黒瀬区：6世帯（12人） 下山知野辺瀬区：1世帯（2人）		本庄区：6世帯（11人） 坂原区：4世帯（7人） 中区：14世帯（33人） 角区：7世帯（15人）
	自主避難	須知区：25世帯（56人） 上野区：3世帯（10人） 安井区：4世帯（12人） 豊田区：1世帯（3人）	山村開発センター： 7世帯（17人）	
道路被害	町道	（法面崩壊・路肩破損・路面洗掘等）148箇所		
	農道	（路面洗掘・法面破損等）30箇所		
	林道	（法面破損・路肩破損等）158箇所		

平成 26 年台風第 11 号の記録

建物被害		一部損壊	床上浸水	床下浸水
	住家	3戸	—	13戸
	非住家	—	—	8戸
住民避難	自主避難	17世帯 25人		

平成 30 年 7 月豪雨の記録

警報等発表状況	大雨（土砂）警報	7月5日4時35分 発表 7月7日18時30分 発表 7月8日10時17分 解除		
	洪水警報	7月5日11時56分 発表 7月7日1時32分 解除 7月7日4時08分 発表 7月7日15時56分 解除		
	大雨特別警報	7月7日6時45分 発表 7月7日18時30分 解除		
	土砂災害警戒情報	7月6日15時35分 発表（丹波地区） 7月8日3時40分 解除 7月7日2時05分 発表（和知地区） 7月8日3時40分 解除 7月7日3時50分 発表（瑞穂地区） 7月8日3時40分 解除		
		丹波地区	瑞穂地区	和知地区
雨量	累計雨量	351mm（高屋川橋） （5日2:00～7日23:00）	304mm（井脇） （5日3:00～7日23:00）	346mm（細谷） （5日3:00～7日23:00）
	一時間あたりの最大値	48mm（畑川ダム） （7日5:00～6:00）	32mm（井脇） （7日5:00～6:00）	30mm（細谷） （7日5:00～6:00）
住宅被害	床上浸水	—	—	4戸
	床下浸水	1戸	1戸	8戸
	大規模半壊	—	—	1戸
	一部損壊	—	1戸	—

住民避難	避難勧告等の発令	7月5日19時30分 避難準備・高齢者等避難開始 発令 7月7日7時00分 避難指示（緊急）発令（全町域） 7月8日8時00分 避難指示（緊急）発令（上乙見区のみに変更） 7月13日17時00分 避難指示（緊急）解除
	避難所・避難者数	一般避難所（38箇所） 283世帯・475人 福祉避難所（4施設） 12人
道路被害	町道	35箇所（法面崩壊・路肩破損・路面洗掘等） 6箇所（道路通行規制）
	府道	5箇所（法面崩壊・路肩破損・路面洗掘等） 4箇所（道路通行規制）
	国道	3箇所（土砂崩れ・路面陥没） 2箇所（道路通行規制）

令和4年7月3日大雨の記録

警報等発表状況	大雨・洪水警報	7月3日12時35分 発表 7月3日18時48分 解除（洪水警報） 7月3日19時56分 解除（大雨警報）		
	土砂災害警戒情報	7月3日13時00分 発表 7月3日16時30分 解除		
	記録的短時間大雨情報	7月3日13時39分 発表（京丹波町南部 約100mm）		
		丹波地区	瑞穂地区	和知地区
雨量	累計雨量	191mm（畑川ダム） （3日6:00～21:00）	197mm（井脇） （3日6:00～21:00）	132mm（本庄） （3日6:00～21:00）
	一時間あたりの最大値	89mm（畑川ダム） （3日13:00～14:00）	88mm（井脇） （3日13:00～14:00）	42mm（本庄） （3日14:00～15:00）
被害住宅	床上浸水		1戸	
	床下浸水	9戸	44戸	1戸
住民避難	避難所・避難者数	7月3日16:00 瑞穂地区避難所開設 7月3日18:30 3施設（橋爪公民館、井脇公民館、保井谷公民館／計4世帯・2人が避難）を除く避難所を閉鎖 7月4日7:50 全避難所を閉鎖		
道路被害	町道	<ul style="list-style-type: none"> 対応路線数：39路線 対応箇所数：52箇所（丹波地区：6、瑞穂地区：42、和知地区：4） 対応種別（土砂撤去：28箇所、側溝清掃：10箇所、法面崩落：5箇所、倒木撤去：6箇所、路面整地：2箇所、河岸・浸食対策：1箇所） 		
	府道	6路線（歩道陥没、倒木、法面崩壊、土砂流入、雨量規制）		
	国道	1路線（法面崩壊）		
	京都縦貫自動車道	瑞穂IC～和知IC間（妙楽寺）（法面崩落）		

和知地区北部地区における大雪の記録

気象警報等発表状況	令和5年1月28日2時26分 大雪警報 発表 15時50分 大雪警報 解除
被災概要	令和5年1月28日の大雪の影響で倒木被害が発生し、仏主区へ通じる府道舞鶴和知線が遮断され集落が孤立。また、電柱の倒壊による停電が発生した。
	<ul style="list-style-type: none"> 集落孤立： 仏主地区 10世帯・17名 孤立発生1月28日3時58分 ～ 孤立解消1月29日15時35分 <ul style="list-style-type: none"> 府道舞鶴和知線への倒木多数。電線の寸断による停電 給水施設への送電不可で水道水供給できず断水 道路不通により食糧確保困難 避難所開設： 1箇所（5世帯8人が避難。29日17:15に帰宅） その他の人的・住家被害なし